

特集 インターネットと人権

～ 誹謗中傷 絶対にダメ!!～



インターネットは、私たちの生活に欠かせないツールです。買い物やニュース記事の閲覧、情報発信等、生活の様々な部分でインターネットは利用され、私たちの暮らしに役立っています。このように便利なインターネットもこれを使う人間の意思次第で、社会に対して良い影響も悪い影響も与えます。近年、誹謗中傷や差別発言、また、プライバシーの侵害など、インターネットによる悪い影響の部分がクローズアップされることが多くなりました。もはや、生活必需品であるインターネットですが、インターネットの未来はその使い方に託されているといっても過言ではありません。さまざまな問題を伴うインターネット、なかでも今回は、近年大きな社会問題となっている誹謗中傷について考えます。

とり助

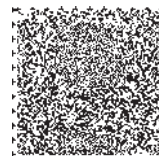


ふらっちょー

鳥取県人権文化センター
人権啓発キャラクター

Uni-Voice

文字情報を音声で読み上げるための「音声コード」です。スマートフォンをお持ちの方は音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS / Android 版)、又は「Uni-Voice Blind」(iOS 版のみ)をインストールしてご利用ください。



インターネット上の主な誹謗中傷事件

スマイリーキクチさん 誹謗中傷事件 (1999~)

お笑いタレントのスマイリーキクチさんが、「殺人事件の実行犯である」などの誹謗中傷被害を長年にわたって受けてきた事件で、ネット上に誹謗中傷を行ったとされた複数の被疑者が一斉摘発された。元となった殺人事件の犯人たちは 20 歳未満であったことから少年法の規定により実名や人物像は伏せられていた。

このため、ネット上では犯人捜しが始まり、憶測や誤情報などによって「スマイリーキクチさんが関与しているのでは」との疑念を抱く者も現れるようになった。キクチさんは、現在、これらの被害体験やネット投稿への注意喚起等を講演等を通じて訴え続けている。

女子プロレスラー 誹謗中傷事件 (2020)

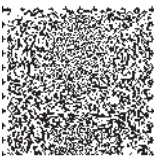
テレビの恋愛リアリティ番組に出演した女子プロレスラーの木村花さんが共演者に怒るシーンが放送されたことで、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上での誹謗中傷にさらされた。

「性格悪いし、生きてる価値あるのかね」「いつ死ぬの？」などの匿名の書き込みが相次ぎ、木村さんは家族や友人に「つらい」などと漏らしていたが、自ら命を絶つに至った。この事件が明るみになったことを発端として、ネット上の誹謗中傷について次々と問題提起がなされるようになった。国会内でも議論が沸騰し、2022年には侮辱罪の罰則規定も強化された。

パリオリンピック・パラリンピック等での誹謗中傷 (2024)

今年、7～9月にパリで開催されたオリンピック・パラリンピックに関する誹謗中傷。メダルを期待されながら敗れたり、大事な場面でミスをした自国の選手たちに SNS 上で「日本に帰って来るな」「税金使って何してんの？」などの誹謗中傷が溢れた。中には選手の容姿に及ぶ中傷、相手国選手や審判に対し悪態をつくもの、また、代表選手自身が匿名で SNS に暴言を投稿し代表を辞退するなどのこともあった。

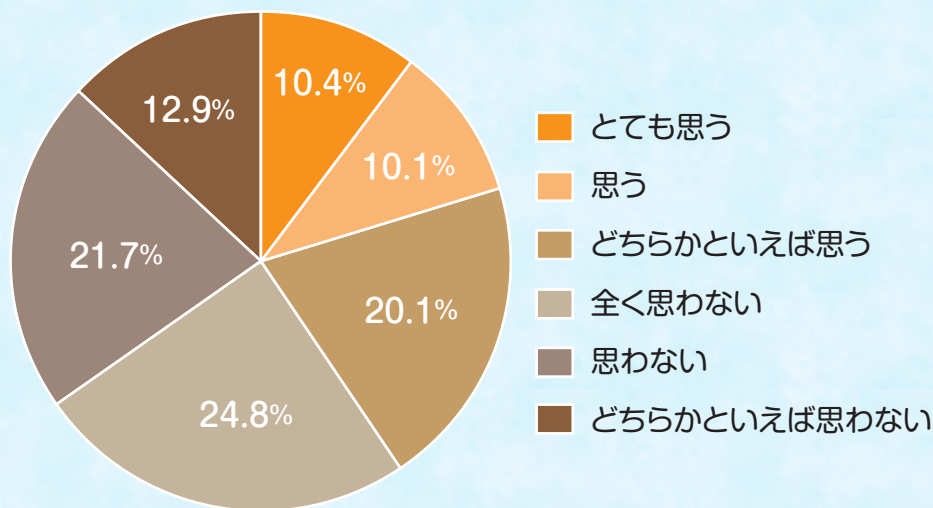
前回の東京五輪に出場した卓球の水谷選手は、当時自身に届いていた誹謗中傷メールを開示するなどして注意を促した。また、選手を誹謗中傷から守るため、国際オリンピック委員会、日本オリンピック委員会、それぞれのスポーツ協会等からもこのような行いをやめるようお願いや注意喚起等が次々と出された。



あなたは大丈夫ですか？ 誹謗中傷の経験、その理由は？

インターネットの誹謗中傷についてさまざまな研究機関が調査を行っています。それぞれの調査結果を基に、ネット上の誹謗中傷について加害者側の視点で見てみましょう。

(自分は)誹謗中傷をしたと思うか

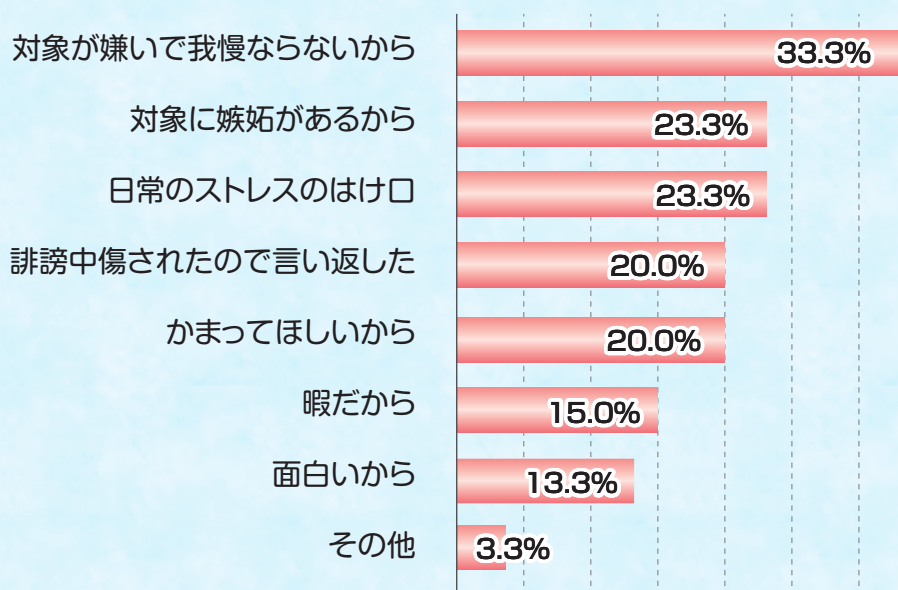


「とても思う」「思う」「どちらかといえば思う」を足すと40.6%と、高い数字になっています。

「全く思わない」は24.8%、全体の4分の1程度しかありません。それほど誰にでも、気にかけて、心当たりがあったりする行動と言えるのかもしれません。

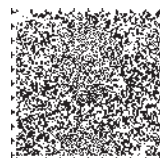
『回答者 1,216 人 (全国の20～50代の男女で現在職を持っている人)』
【2023年 「誹謗中傷の意識調査」 Job 総研 参考】

SNSで他者の誹謗中傷をした理由 (複数回答)



もっとも多いのが「対象が嫌いで我慢ならないから」33.3%。次いで「対象に嫉妬があるから」23.3%。また、これと同じ割合の「日常のストレスのはけ口」、そして「かまってほしいから」「暇だから」「面白いから」等、身勝手な理由もあることがわかります。

『回答者 770 人 (全国の20～60代の男女でSNSを利用している人)』
【2020年 「with コロナ時代のストレスに関する調査」 BIGLOBE 参考】



インターネットの特徴を知ろう

何故、インターネット上に、このような誹謗中傷があふれるのでしょうか？ 投稿者の人間性や希薄な人権意識が一番の問題であるのはもちろんですが、これに加えて多くの人がインターネットの特徴を熟知していないことも要因であると考えられます。インターネットは私たちの生活を便利にしてくれますが、その使い方や向き合い方を間違えると、「誹謗中傷」のように社会へ悪影響を及ぼすものにも変貌します。

容易性

😊 誰でも簡単に書き込み、送受信できる。デジタルデータであるため、コピーや画像の合成も容易。



😞 嘘や間違った情報も不用意に掲載されやすい。

匿名性

😊 自分の素性を知られず書き込みが可能。そのため、自分の身を守りながら意見が言えたり情報を提供したりできる。



😞 無責任な推測や誹謗中傷、プライバシーを暴くなど悪質な情報も発信しやすい。

拡散性

😊 世界中どこからでも情報を見ることができる。また、別のサイト等に次々とコピー・転載できる。



😞 間違った情報や誹謗中傷も瞬時に広がり、被害が拡大しやすい。

持続性

😊 長期間にわたって情報の保存が可能。



😞 情報の発信者やサイトの管理者を特定することが容易でなく時間もかかる。問題のある情報であっても削除されず被害を出し続ける。

さらに、ネットの使用にあたっては、次のような現象も起きます。そのため、偏った意見や情報に囲まれて、客観的な視点を見失ったり、極端で一人よがりな考え方を強めたりしてしまうことがあります。

エコーチェンバー現象

SNS を利用する際、自分と似た興味関心を持つユーザーをフォローした結果、意見を SNS で発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況。

内部で音が反響する小部屋（残響室／エコーチェンバー）に例えられる。

集団心理

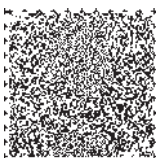
偏見！

一人よがり

フィルターバブル現象

ネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習するアルゴリズムが働くことで、好みの情報が優先的に表示され、それらと異なる観点の情報からは遠ざかってしまうこと。

自身の考え方や価値観の「バブル（泡）」の中に孤立するという情報環境を指す。



ネット上の誹謗中傷をなくすために!

SNS や匿名掲示板などでの誹謗中傷はあとを断ちません。これらは「書き込む側」の意思や行動が変わらない限り、なくなることはありません。

「誹謗中傷を書き込まれた側」の精神的ショックや実生活への悪影響は、「書き込む側」の想像を遙かに超えて甚大なものです。時には、命に関わることにも繋がります。

あなたは大丈夫ですか? その投稿をする前に、今一度チェック!

容易性

真偽の不確かな情報や自分の勝手な憶測を、それが広がることで起きる問題を深く考えないまま、安易に投稿していませんか?

▶ 憶測や推測、単なる願望が事実であると誤解され、さまざまな問題や人権侵害を引き起こすことがあります。

匿名性

自分のことは絶対に、「被害者(相手)や他者には知られない」と思っていますか?

▶ 被害者からプロバイダーへの開示請求を経て、投稿者を特定できます。その後、損害賠償請求や刑事罰を受けることもあります。

※豆知識

拡散性 持続性

投稿が第三者へと広く伝わっていったり、ネット上にいつまでも残り続けたりする影響を軽く考えていませんか?

▶ いったんネット上にアップした情報は、思いも寄らぬところへ広がり、いつまでも残り続ける可能性が高いです。

更に、ネットに批判的意見を投稿しようとする時はチェック!

感情

誹謗中傷と批判的意見は違います。相手の人格を否定、または攻撃する言い回しは批判でなく誹謗中傷です。感情に振り回されず、客観的に内容を吟味してから投稿しましょう。

正義感

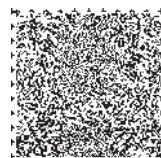
あなたのその正義感は正しい方向に向いていますか? 事実かどうかの客観的証拠の有無、また、自分の思い込みの強さや主張の方法が適切であるかどうか等について、立ち止まって考えてみましょう。



【名誉毀損罪 (刑法 230 条 1)】
公然と具体的な事実を示し、人の名誉を傷つける行為のことで、誰でも閲覧できるネットの掲示板やSNSの投稿欄などに、文章や写真、絵などで誹謗中傷するとこれに当たる可能性があります。

【侮辱罪 (刑法 231 条)】
「公然」と「人」を「侮辱」することです。具体的な事実を示さなくても「バカ」「キモイ」「無能」など、抽象的で主観的な悪口等を書き込むと侮辱罪に当たる可能性があります。

他にも書き込み内容によっては「脅迫罪」「偽計業務妨害罪」などの刑事罰に問われることもあります。



知ってほしい 性暴力のこと

同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害です。

しかし、被害にあった方が、「大ごとにしたくない」「どうしたらいいかわからない」等の理由から、だれにも相談できず、明らかになりにくい問題でもあります。

被害者が子どもでも、男性でも、相手がよく知った人やパートナーであっても、いづれどんな場所で起こったとしても

同意のない性的な行為は すべて性暴力です

あなたが被害にあわないために、加害者にならないために、被害にあった人を受け止めるために、性暴力について理解を深めましょう。

年齢・性別・立場などは関係ない! こんな誤解していませんか?

夜間に
見知らぬ人に
外出先で

抵抗しなかった
NOと言わなかった
それは性暴力じゃ
ないんじゃない?

若い年頃の
女性が
挑発的な服装で

暗い夜道を歩いていたから…

加害者は見ず知らずの人ばかり

本気で抵抗すれば逃げることができる

若い女性だけが被害にあう

露出度の高い服を着ていたから…

加害者は衝動的に加害行為を行う

▶ 日中でもいつでも、屋内でも起きている

▶ 先輩や上司・配偶者など、知っている人からの被害が多い

▶ 恐怖で体が硬直し、抵抗できないことが多い

▶ 幼い子どもから高齢者、男性も被害にあっている

▶ どのような服装でも被害にあう

▶ 見つからない・明るみに出ないように、被害者や状況をえらぶ

それって本当にYes? ~知っておきたい「性的同意」について~

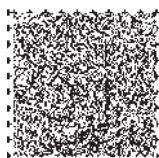
「性的同意」とは、すべての性的な言動において取られるべき同意のこと。

身体的な接触をする時はもちろん、性に関する話題を話す時も「性的同意」は必要です。

ポイント1 Noといえる環境、状況であるか 無理やり言われた「いいよ」は同意ではない。

ポイント2 「一つのYes=全部Yes」ではない 家に行っていい=性的な行為をしてもよいではない。

ポイント3 対等な関係かどうか 断れない状態や立場を利用しての行為は、同意があったとは言えない。



親しい間柄でも、「性的同意」をきちんと取り、
相手の意思を確認しましょう。

令和5年7月に性犯罪に関する法律の規定が改正されました

どのように変わったの？

「強制性交等罪」が「不同意性交等罪」となり、原因となり得る行為などが、具体的に列挙されました。

不同意性交等罪とは、被害者が、「同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態」(*)で性的行為がなされる場合に適用される罪です。

※「暴行・脅迫」、「心身の障がい」、「アルコール・薬物」、「不意打ち」、「フリーズ」、「虐待」、「立場による影響力」など

性交同意年齢が「16歳」に引き上げられました。

同意があっても性犯罪が成立する場合の相手の年齢が、「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げられました。

今回の法改正では、このほかにも様々な改正が行われています。詳しくは、法務省のホームページ等でご確認いただけます。

あなたが身近な人が性暴力被害にあったときは

どうしたらいいかわからないときは 抱え込まず 相談窓口へ

性暴力被害者支援センター(クローバーとっとり)は、性暴力の被害にあわれた方が安心して心身の回復を図ることができるよう、被害直後から相談を受ける、性犯罪・性暴力に関する専門の相談窓口です。産婦人科等医療やカウンセリング等の専門機関とも連携しています。

被害にあったら、抱え込まずにできるだけ早く相談してください。

相談は匿名ですることができます。また、相談機関では、あなたの秘密は固く守られます。

24時間
相談受付

〔県内専用 無料ダイヤル〕 0120-946-328

〔全国共通 無料ダイヤル〕 #8891 (はやく「ワンストップ」)

身近な人 大切な人が被害にあったときは

大切な人が被害にあうと、家族や周囲の方もショックを受け、どのように対応してよいかわからなくなります。でも、みなさんは被害にあわれた方にとって、安心、信頼することができる重要な方たちです。皆さんにできることがあります。

- 話をていねいに聞く
- 事実をそのまま受け止める 気持ちをわかりたいと思って聞く
- なるべく感情的にならないよう気をつける
- 被害にあった方の、今の安心・安全を確認する
- 「話してくれてありがとう あなたは悪くない」と伝える
- 本人の意思を尊重する「いつでも、いつまでも決めるのは本人」
- 相談機関(クローバーとっとりなど)の情報提供・相談につきそう
- 特に子どもの性暴力被害の場合は、何度も思い出させて傷つけたり、話すことを強いられていると感じさせないため、聞き出そうと誘導したり根ほり葉ほり聞かない

皆さんの大切な人のここを守りましょう。

鳥取県内市町村性暴力防止パネル巡回展 開催中!

性暴力やその対応等に関して広く住民に知っていただくことを目的に、各市町村の集客施設等においてパネル等の展示を行っています。ぜひお立ち寄りください。

日南町	10月18日(金)～11月13日(水)	総合文化センター(日野郡日南町霞785)
日吉津村	11月15日(金)～11月24日(日)	ヴィレステひえづ(西伯郡日吉津村大字日吉津930番地)
米子市	11月15日(金)～12月4日(水)	米子市役所本庁舎1階会計課前(米子市加茂町一丁目1番地)
湯梨浜町	12月6日(金)～12月10日(火)	湯梨浜町文化会館(東伯郡湯梨浜町久見412-1)
境港市	12月6日(金)～12月25日(水)	境港市保健相談センター(境港市上道町3000番地)
南部町	12月27日(金)～1月15日(水)	キナルなんぶ(西伯郡南部町法勝寺341番地)
伯耆町	1月17日(金)～1月29日(水)	伯耆町文化センター(西伯郡伯耆町三部590-9)
日野町	1月31日(金)～2月12日(水)	日野町図書館(日野郡日野町根雨129-1)
江府町	2月14日(金)～2月26日(水)	江府町役場2階廊下(日野郡江府町大字江尾1717番地)

問合せ先

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課
TEL0857-26-7590 FAX0857-26-8138



ふらっと おすすめ DVD



コミュニケーション

誰ひとり取り残さないための職場の人権シリーズ②
心をつなぐ、はじめの一步 (上映時間：26分)

職場の誰ひとり取り残さないために、さまざまな人権課題を自分事としてとらえ、誰しものが生き生きと働くためにはどういったコミュニケーションが必要なのかを考えるドラマ作品です。



無意識の偏見、思い込み

ハラスメントの裏に潜む
無意識の偏見—アンコンシャスバイアス— (上映時間：24分)

無意識の偏見とは思い込みのことで、日常の何気ない言動の中にも表れ、職場ではハラスメントにつながってしまうこともあります。職場のコミュニケーションを見直すきっかけとしてお役立てください。



LINE 公式アカウント友だち募集

- 本・コミックス・DVDの到着情報をいち早くお届けします
- 資料の貸出予約もできて簡単便利
- 展示・イベント情報も公開中



QRコード

ID:@909szxqr

【開館時間】9時～17時
【休館日】祝日、年末年始、
県民ふれあい会館の休館日
【TEL】0857-27-2010
【FAX】0857-21-1714
【E-mail】furatto@tottori-jinken.org

本・DVDの貸出冊数・期間

	本		DVD	
	個人	10冊	2週間	2本
団体	50冊	4週間		



今後の情報誌作成の参考とさせていただきますため、本誌に関するご意見・ご感想をお寄せください。



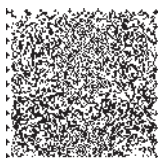
QRコード

とっとり人権情報誌



駐車場について

県民ふれあい会館駐車場が満車の場合は、日本海新聞本社ビル駐車場をご利用ください。利用時間に応じて駐車場の無料サービス券をお渡しします。必ず駐車券をご提示ください。



発行
公益社団法人 鳥取県人権文化センター
〒680-0846 鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)2階
【TEL】0857-21-1712 【人権相談専用TEL】0857-21-1713
【FAX】0857-21-1714 【E-mail】t-jinken@tottori-jinken.org
【HP】https://tottori-jinken.org



センター・ふらっと HP